

指定居宅介護支援事業所 OneLink

運営規程

(事業の目的)

第1条 指定居宅介護支援事業所 OneLink（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 この事業者が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとす。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供する居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
 - 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める、また、地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供する。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の必要な措置を行う。
 - 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定居宅介護支援事業所 OneLink
- (2) 所在地 沖縄県中頭郡中城村字北浜 363 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上（常勤職員）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向などを基に、居宅サービス又は施設サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

※職務内容に明記された管理者 1名及び介護支援専門員 1名は兼務である。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）」

第12条及び13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は、当事業所内相談室で行う。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析表の種類は独自のアセスメント様式を使用する。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する居宅サービス計画書作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができ、事業者選定の理由を求めることができます。また、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

4 サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。又オンラインツール等を活用した会議の開催としては、利用者またはその家族の同意がある場合、個人情報の適切な取り扱いに留意した上で、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

- (1) 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (2) 1月に一回は利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接する。

7 医療と介護の連携

利用者が病院または診療所に入院する場合に、医療と介護の連携を図り滞りない退院支援やケアマネジメントの提供を行う為に、利用者又は家族は、利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとする。また、必要に応じて通院の際情報連携として利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録する。

8 終末期におけるケアマネジメントについて

- (1) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をおこない、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施する。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行う。

*上記については「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

- (2) 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われていた場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う。

(利用料金等)

第7条 居宅介護支援の利用料金、その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
- 2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明を交付する。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、中城村、北中城村、西原町、宜野湾市、浦添市の区域とする。

但し、その他の地域も相談に応じて対応する。

(虐待防止のための措置)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

- (4) 委員会の開催
- (5) 指針の整備
- (6) 担当者を選定

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（不必要と疑われる身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

（身体拘束廃止について）

- 第10条 1 事業者は、当該利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する具体的拘束その他の行動を制限する行動をおこなわない。
- 2 やむを得ず、身体拘束を行う場合には身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続き等厚生労働省が作成した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

（認知症ケアについて）

- 第11条 事業所は、認知症のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みをおこなうものとする。
- (1) 認知症ケアに関する留意事項の情報共有及び伝達会議の実施
 - (2) 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修の実施。

（その他運営に関する重要事項）

- 第12条 本事業所は、居宅介護支援事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 3 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 サービス担当者等で利用者又はその家族の個人情報を使う場合はあらかじめ書面にて同意を得るものとする。
- 6 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに沖縄県介護保険広域連合、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 8 利用者及びその家族からの苦情等に対応するために、苦情に対する常設の窓口を設置し、相談担当者をつける。また、担当者が不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷く。
- 9 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組む。
- 10 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修

及び訓練を定期的に行なうなどの措置を講ずる。

- 11 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組む。
- 12 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は会社が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 3 年 09 月 01 日から施行する。